
付 加 給 付 支 給 規 程

(目的)

第1条 この規程は、組合同約第56条の規定による付加給付の支給手続きにつき必要とする事項を規定する。

(付加給付の種別)

第2条 当組合が支給する付加給付は次のとおりとする。

- (1) 訪問看護療養費付加金
- (2) 家族訪問看護療養費付加金
- (3) 傷病手当金付加金
- (4) 延長傷病手当金付加金
- (5) 出産育児一時金付加金
- (6) 家族出産育児一時金付加金
- (7) 出産手当金付加金
- (8) 埋葬料付加金
- (9) 家族埋葬料付加金
- (10) 家族療養費付加金
- (11) 合算高額療養費付加金

(請求形式)

第3条 前条(1)(2)(10)(11)に定める付加金の請求は、社会保険診療報酬支払基金を経由する訪問看護療養費明細書、診療報酬明細書、調剤報酬明細書にかかる分については、当該明細書データまたは明細書を組合が受領したとき、療養費、第二家族療養費にかかる分については、支給申請書を組合が受領したとき当該被保険者より請求があったものとみなし、付加金を算定し支給する。

2 前条(3)～(9)に定める付加金の請求は、法定給付の請求書を受領したとき、被保険者より請求があったものとみなし、付加金を算定し支給する。

(支給時期)

第4条 付加金の支給は毎月1回支給する。

(支払い方法)

第5条 付加金の支給は事業主に委任するものとする。

附 則

第5条の規定は、昭和29年4月1日より実施する。

第6条、第7条、第8条および第9条の規定は、昭和31年8月1日より実施する。

第2条の変更および第3条の削除は、昭和34年4月1日より実施する。

第1条の変更および第10条の削除は、昭和37年4月1日より実施する。

第5条別紙の変更は、昭和50年9月1日から施行する。

第5条の変更は、昭和53年4月分から施行する。(別紙様式については削除)

第1条、第2条、第4条の変更は、昭和59年10月1日から施行する。

第6条の変更は、昭和59年10月1日から施行し、昭和59年10月分から適用する。

第4条の変更は、平成6年10月1日から適用する。

第3条の変更は、平成7年4月1日から適用する。

第1条の変更は、平成8年4月1日から適用する。

この規程の変更は、平成15年4月1日から施行する。

この規程の変更は、2020年8月1日から施行する。